

資料

小国町障がい者計画に関するアンケート調査結果概要

1 調査の目的

小国町障がい者計画の策定にあたり、障がい者や家族が抱えている課題や現状を把握し、また、障がい者雇用の現状把握と企業の考え方を明らかにしながら、今後の障がい者支援を推進していくための基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施した。

2 調査対象

身体障がい者（児）・知的障がい者（児）・精神障がい者 239 名
事業所（従業員 43 名以上の事業所） 12 事業所

3 調査期間

令和 5 年 8 月 1 日 ～ 令和 5 年 8 月 3 1 日

4 調査方法

郵送による調査票の配布、回収を行った。

5 回収数

	調査客対数	回収数	回答率（％）
障がい者	227	125	55.1
障がい児	12	7	58.3
事業所	12	10	83.3

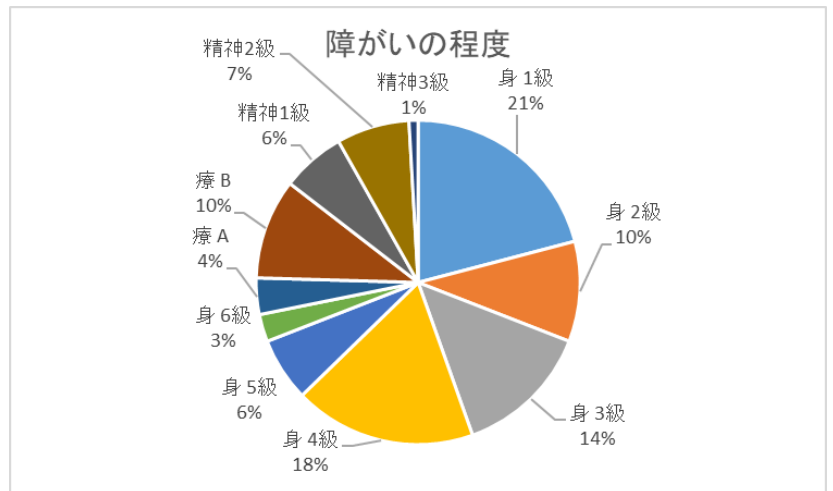
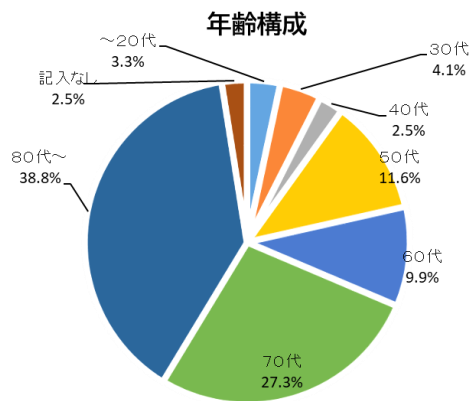
6 障がい児に対するアンケート集計について

調査対象が少数であるため、個人が特定される可能性があることから、各設問に対してグラフ表記を行わず、文章にて表記することとした。

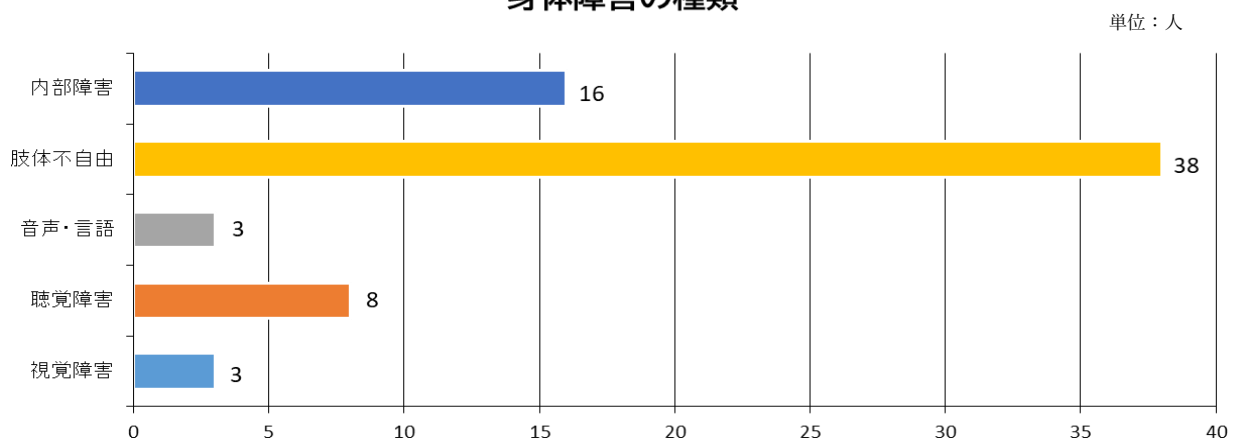
【1 障がいの状況】

60才以上が76%を占め、高齢で障がいを持った人の割合が高くなっている。

障害の種類では、身体障害者が4割を占めており、肢体不自由が最も多くなっている。

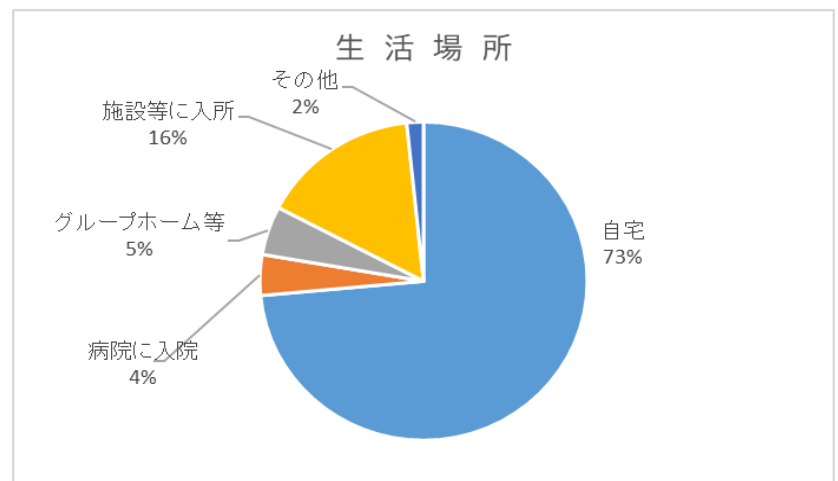


身体障害の種類



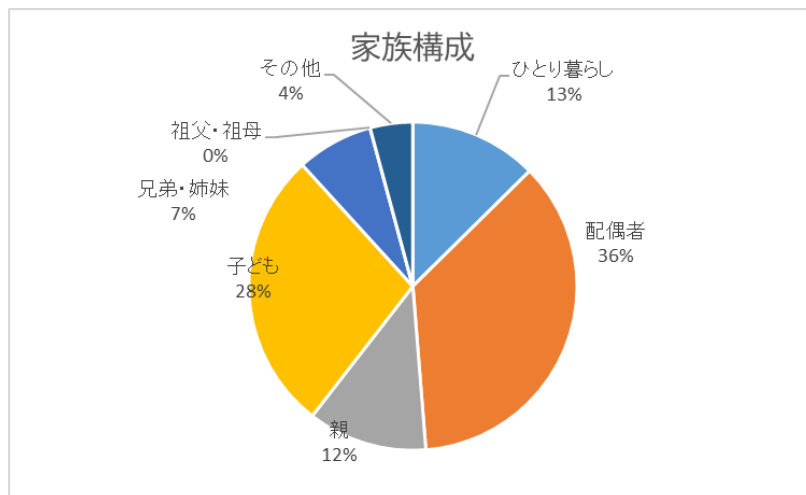
【2 居住場所】

自宅で生活している人が73%と最も多くなっている。また、平成29年度の調査と比べると、「病院に入院が2%から4%」「施設等に入所が8%から16%」と倍増している。



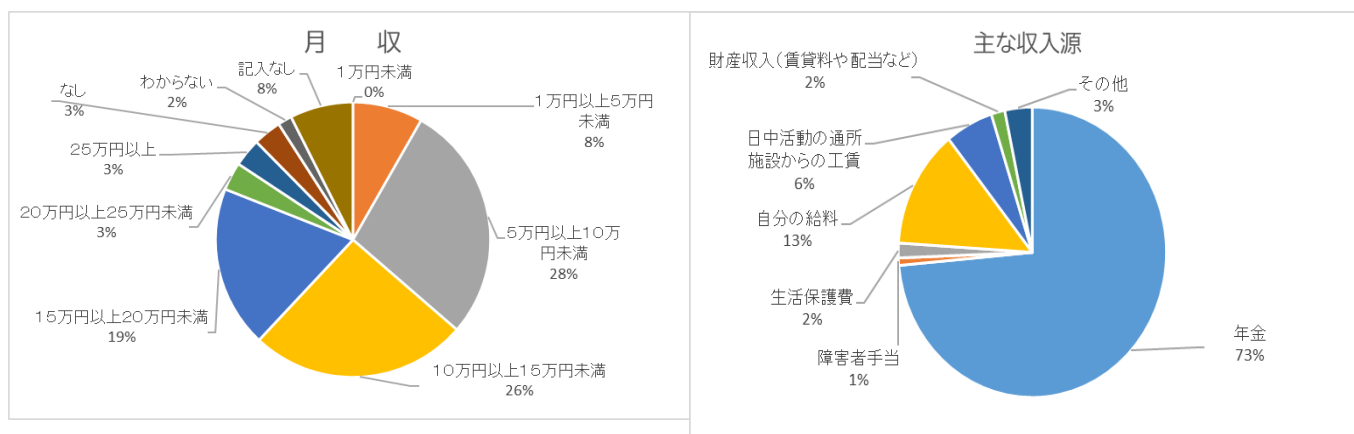
【3 家庭の状況】

配偶者等家族と生活している人が 83%となっている。一方、平成 29 年度の調査と比べると「ひとり暮らしの人が 6%から 13%」と増えている。



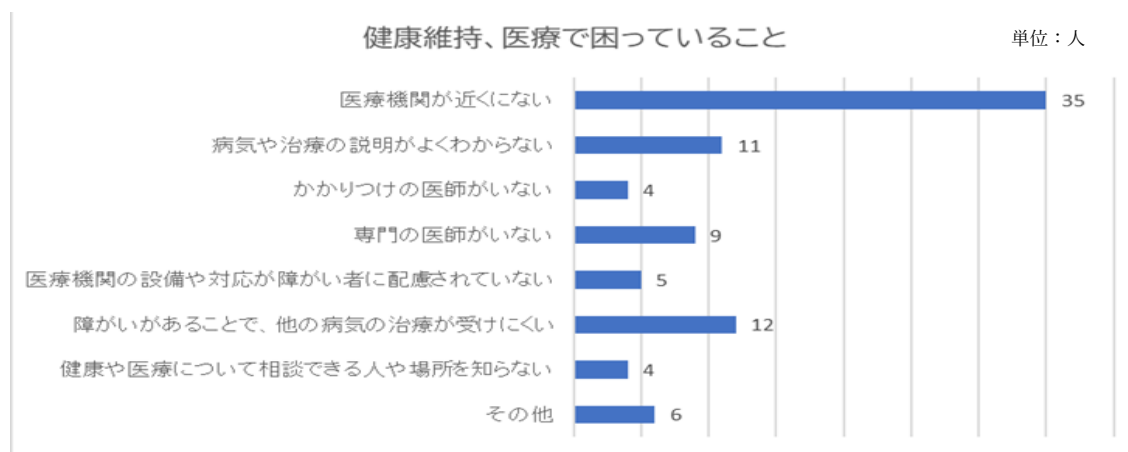
【4 月収及び主な収入について】

月収は 10 万円未満が 36%、15 万円未満が 62%で、主な収入の 73%が年金となっている。



【5 健康や医療について】

健康維持、医療に関して困っていることは、「医療機関が近くにない」が 35 人と一番多く、次に「障がいがあることで、他の病気の治療が受けにくい」「病気や治療の説明がよくわからない」が多くなっている。



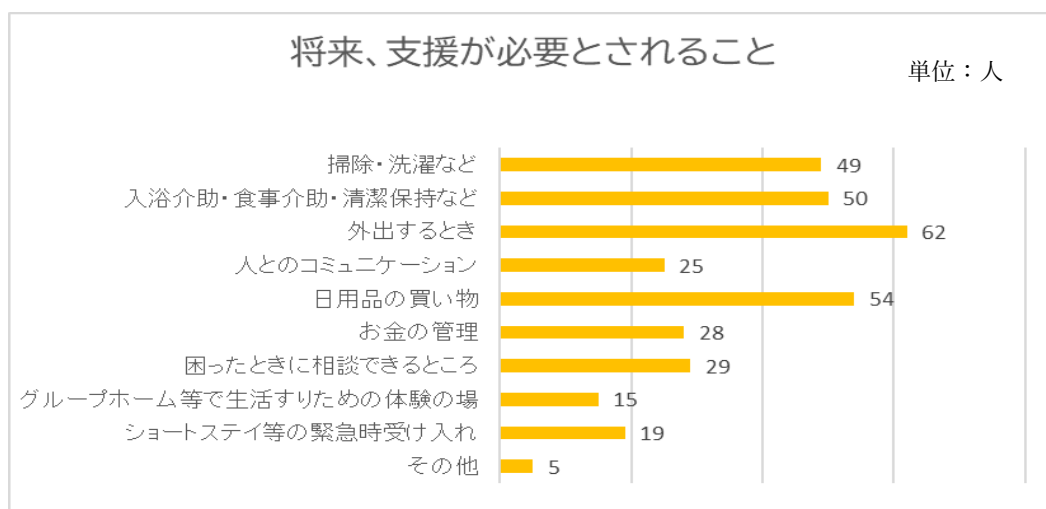
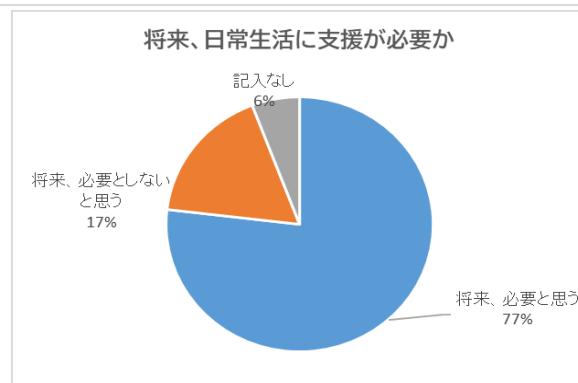
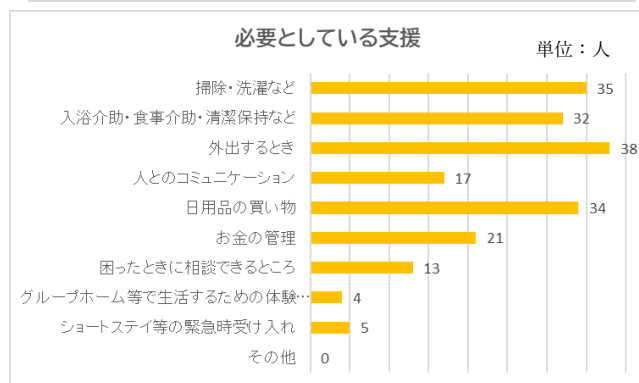
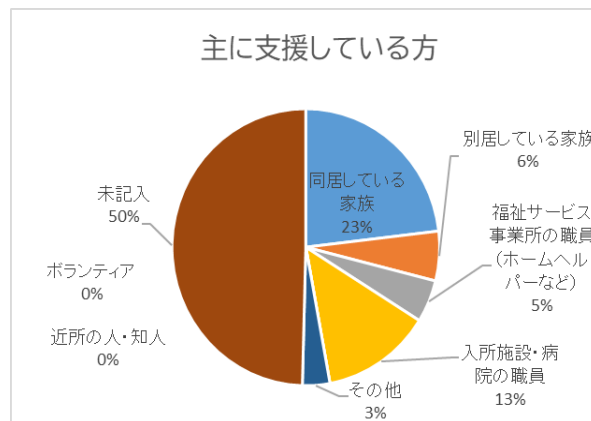
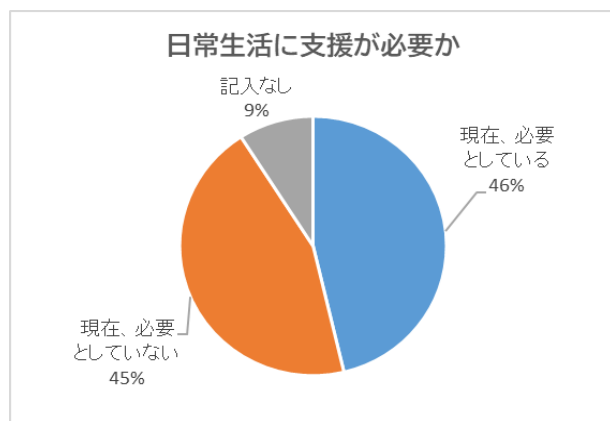
【6 日常生活の状況について】

日常生活で支援を必要としている人が 46%と約半数となっている。

支援をしている方は平成 29 年度に比べ「同居をしている家族」が 57%から 23%に減っている。

必要としている支援は、外出するときが 38 人で最も多く、掃除・洗濯などが 35 人、日用品の買い物が 34 人となっている。

将来的に支援が必要と思う人は 77%で、将来に不安を抱えている人が多い。また、将来必要とされる支援では、「外出時」「日用品の買い物」の順に多くなっている。

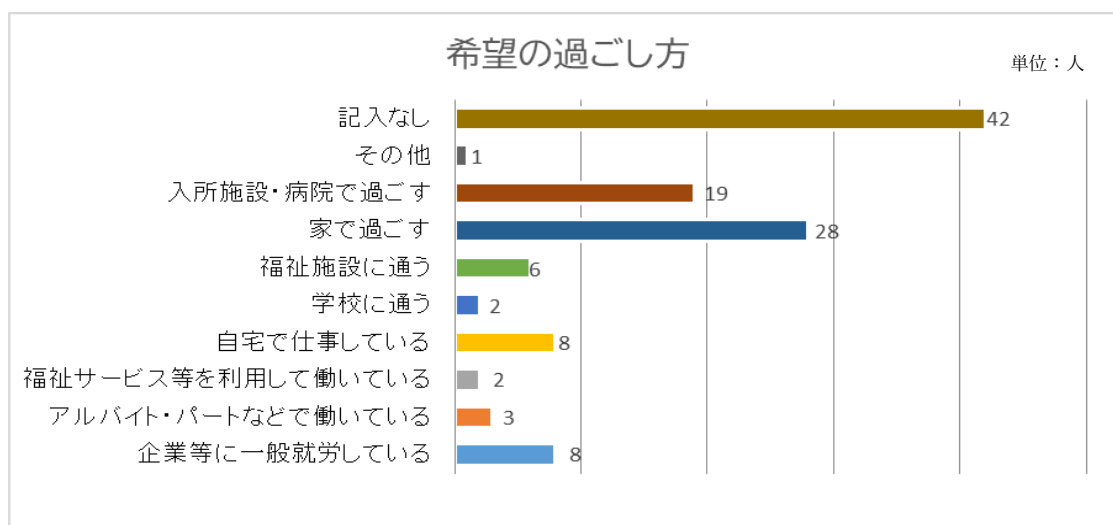
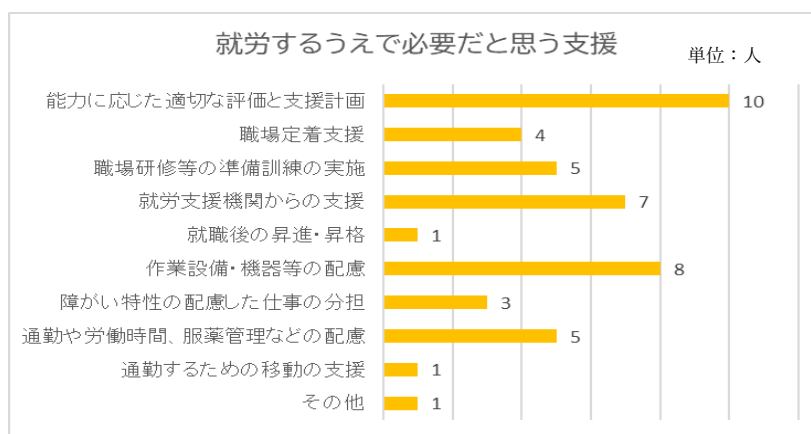
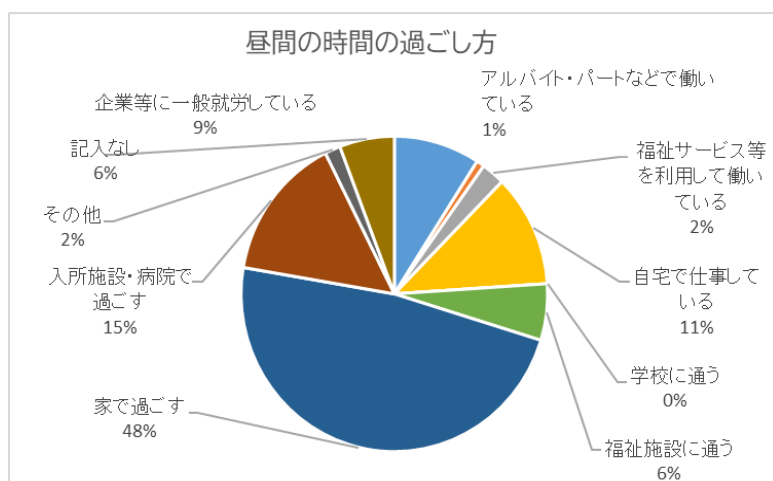


【7 雇用について】

昼間の時間を家で過ごす人が48%を占めている。また、平成29年度の調査と比べると「一般企業に就労している人」が4%から9%に増えている。

就労するうえで必要な支援については、「能力に応じた適切な評価と支援計画」「作業設備・機器等の配慮」となっている。

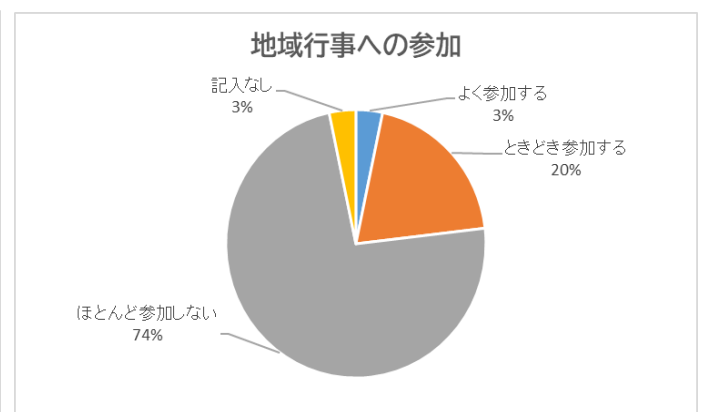
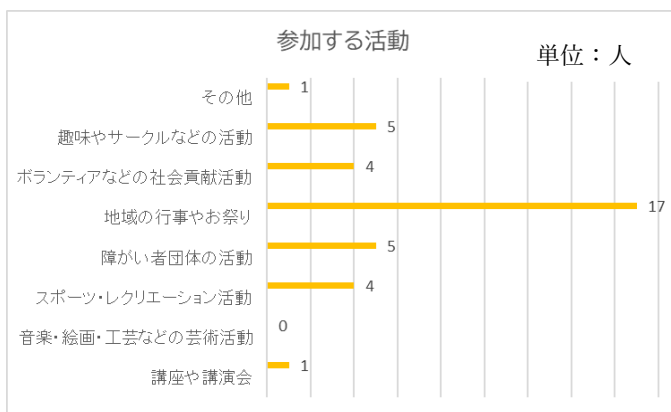
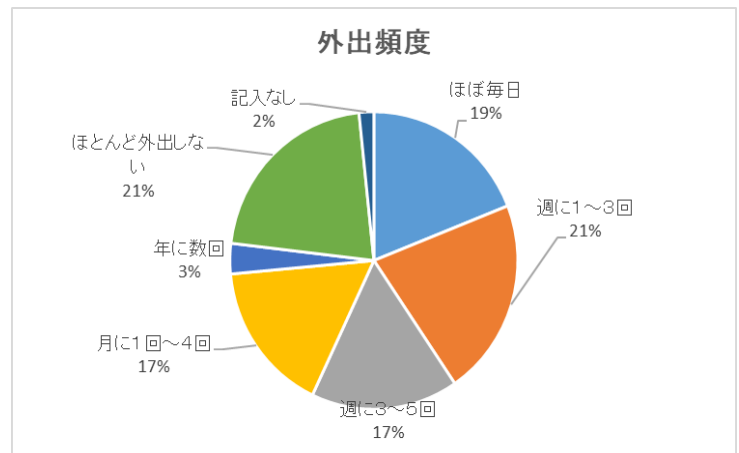
今後については21人が就労することを希望している。



【8 外出や地域活動への参加について】

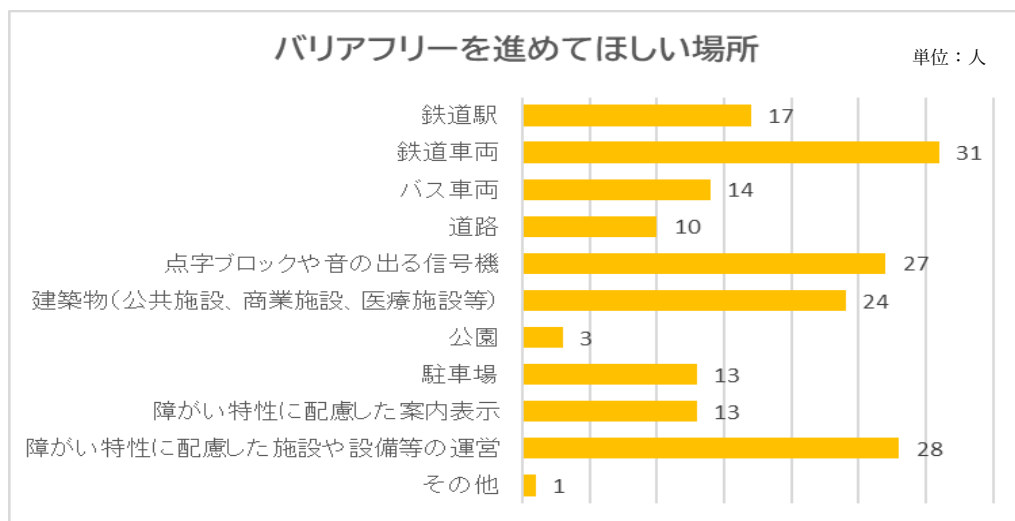
57%の人が「週3回以上」外出しているが、「ほとんど外出しない」人が21%いる。
地域活動へ参加する人は23%で、平成29年度調査の37%より減っている。

参加する活動については、地域の行事や祭りが17人で最も多く、参加しない理由は、「体力がない、体調管理が難しい」ことが最も多くなっている。



【9 バリアフリーについて】

バリアフリーを進めてほしい場所は「鉄道車両」が 31 人で、次いで「障がい特性に配慮した施設や設備等の運営」、「点字ブロックや音の出る信号機」が多くなっている。

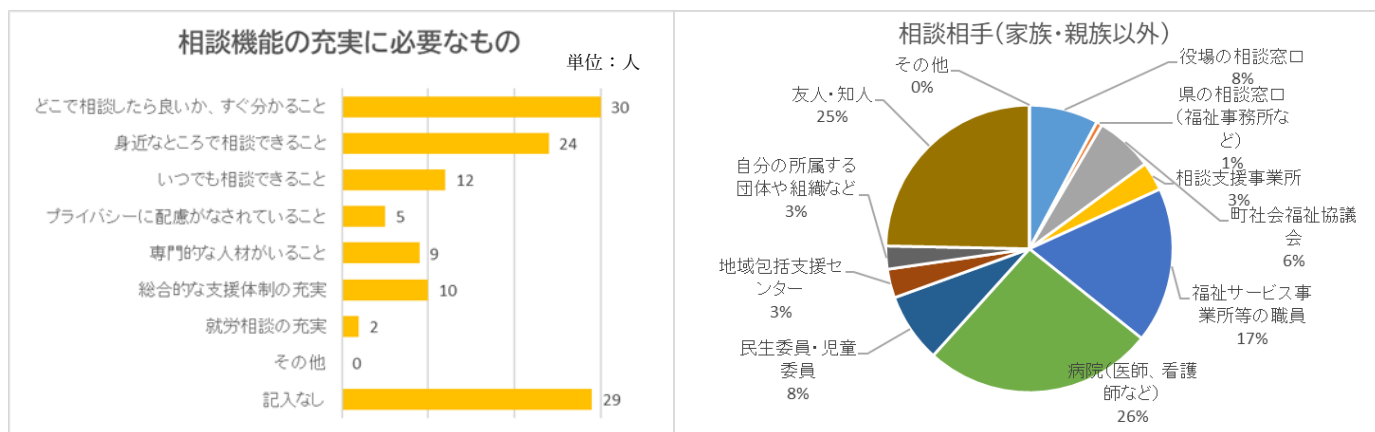
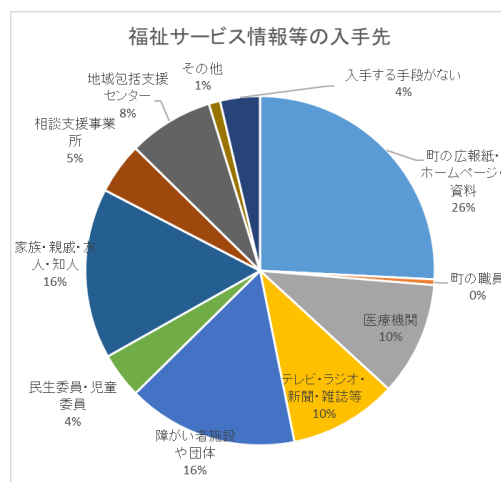


【10 情報・相談などについて】

福祉サービス情報の入手先については、「町の広報誌・HP」が 26%と多く、次いで「障がい者施設や団体」、「家族・親戚・友人・知人」が 16%となっている。

家族、親族以外の悩みごとの相談相手としては、「病院(医師・看護師等)」、「友人・知人」がほぼ同数となっている。

相談機能の充実に必要なものでは、「どこで相談したら良いかすぐ分かること」「身近なところで相談できること」の順になっている。



【11 障がい理解・権利擁護について】

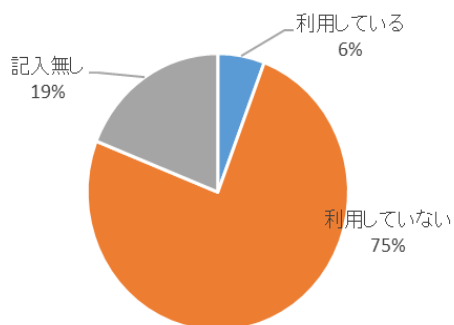
ヘルプマークを利用している人は6%にとどまっている。

障がいに対する理解が進んだと思う人が15%いる。

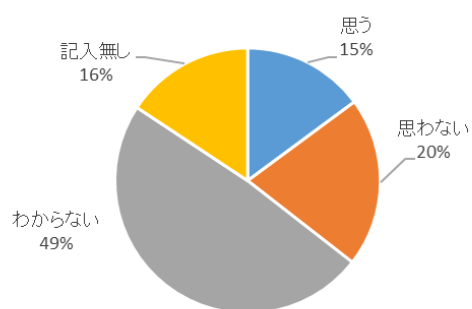
外出時に障がいを理由に嫌な思いをしたことは「特に無い」が多いが、「ジロジロ見られたり、嫌な顔をされた」「からかわれたり、笑われたりした」「怒鳴られた」などもある。

成年後見制度について「利用している」と「利用したい」という人は21%であった。

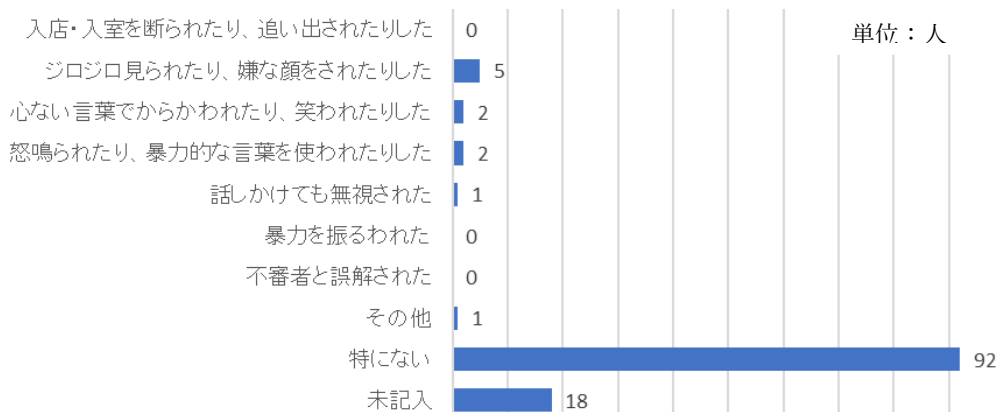
ヘルプマークを利用しているか



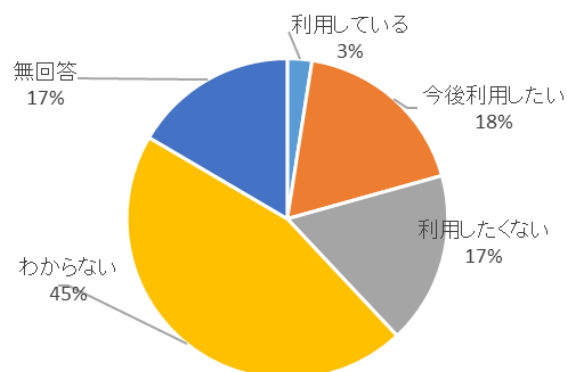
障害者差別解消法の施行以降、周りの人の障がいに対する理解が進んだか



外出時に障がいを理由に他人と違う扱いを受けたり、嫌な思いをしたことがあるか



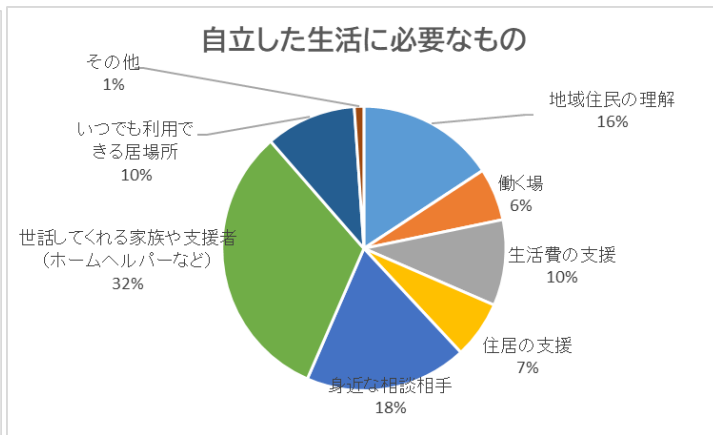
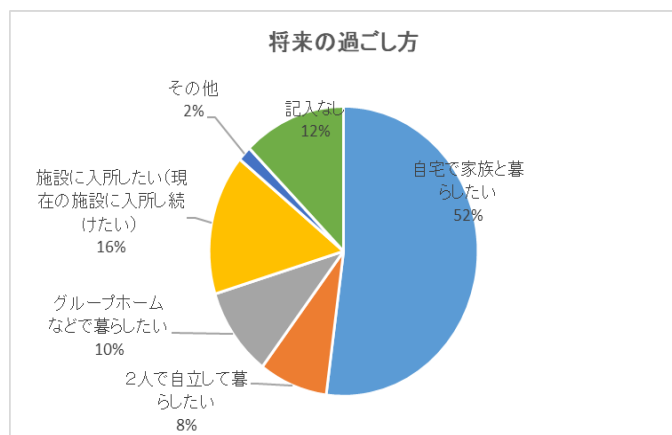
成年後見制度の利用と今後の予定



【12 将来の暮らしについて】

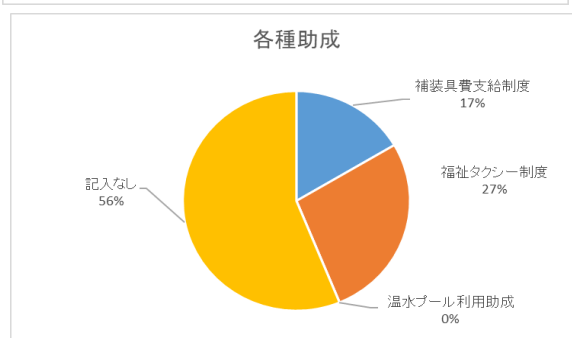
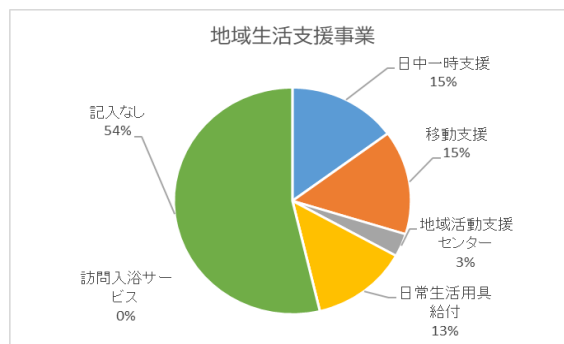
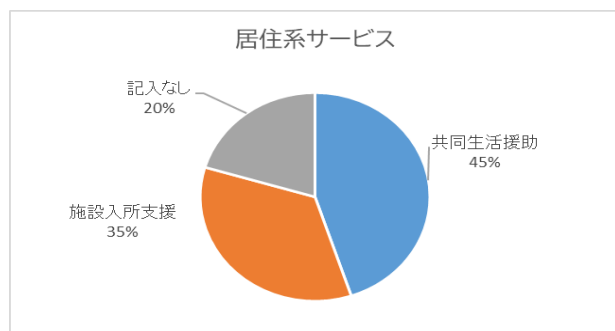
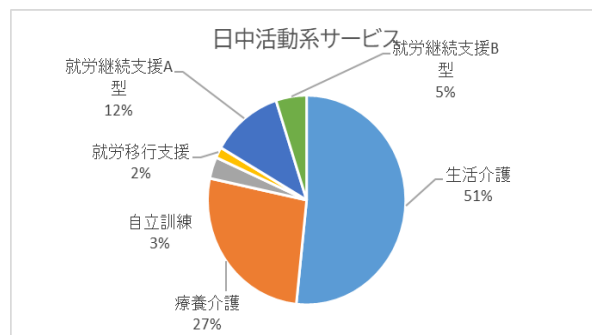
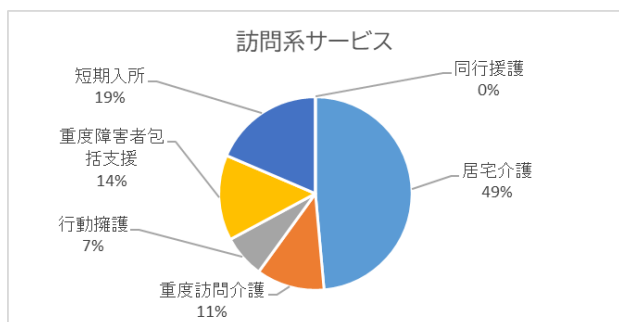
将来は自宅で家族と暮らしたいという人が 52%になっている。

地域で自立した生活をするために必要な支援は、世話をしてくれる家族や支援者が 32%で、身近な相談相手、地域住民の理解の順になっている。



【13 サービスの利用意向】

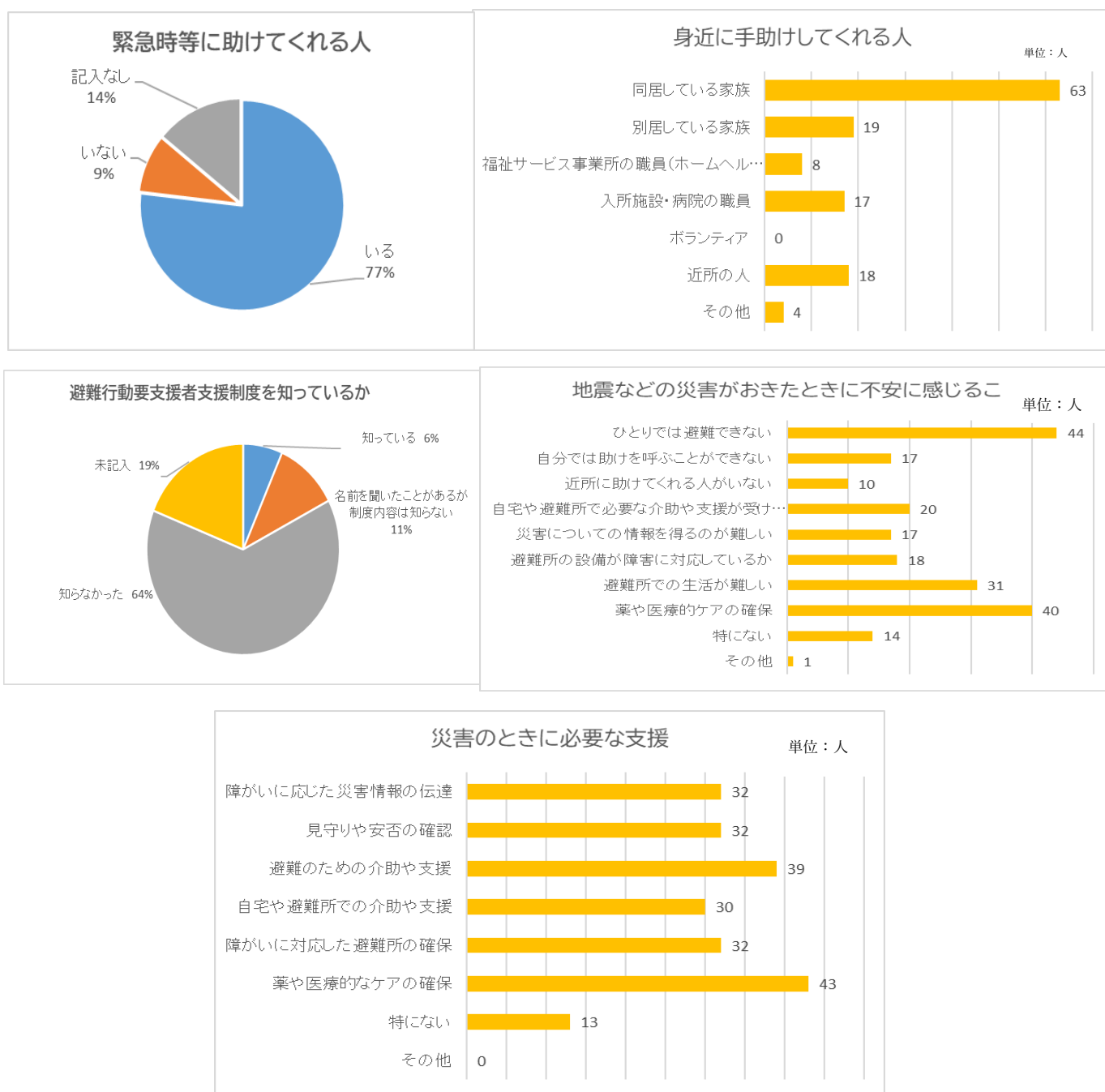
訪問系サービスでは「居宅介護」、日中活動系サービスでは「生活介護」、居住系サービスでは「共同生活援助」、地域生活支援事業では「日中一時支援」がそれぞれ多くなっている。



【14 安全・安心な暮らしについて】

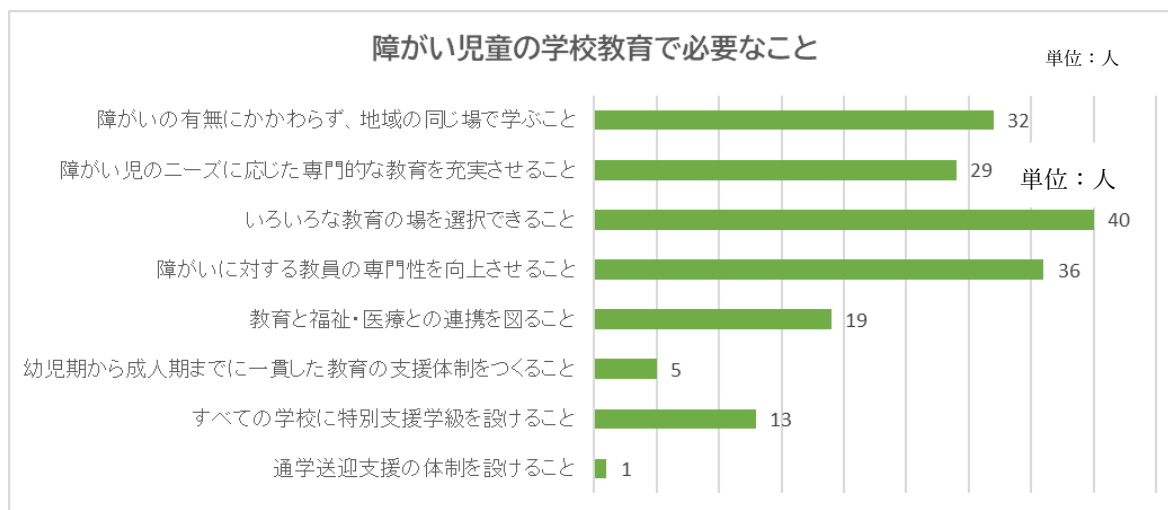
緊急時等に助けてくれる人は、77%の人が「いる」と答えており、「助けてくれる人がいる」のほとんどが同居している家族となっている。

避難行動要支援者支援制度は、「知らなかった」「聞いたことがあるが、制度内容を知らなかった」が75%となっている。不安に感じていることは、「ひとりでは避難できない」「薬や医療的ケアの確保」「避難所での生活」が多く、必要な支援では、「薬や医療的なケアの確保」、「避難のための介助や支援」、「情報の伝達」「見守り、安否確認」「障がいに対応した避難所の確保」となっている。



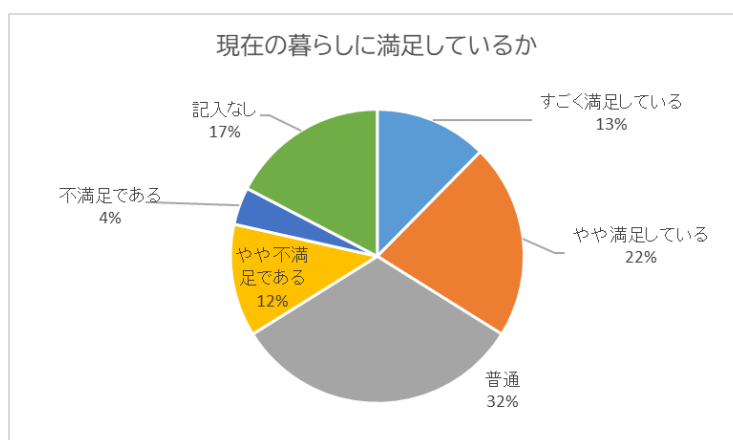
【15 障がい児教育のあり方】

これからの障がい児教育については、「いろいろな教育の場を選択できること」が大切と答えた人が一番多く、次いで、「障がいに対する教員の専門性を向上させること」「障がいの有無にかかわらず同じ場で学ぶこと」が多かった。



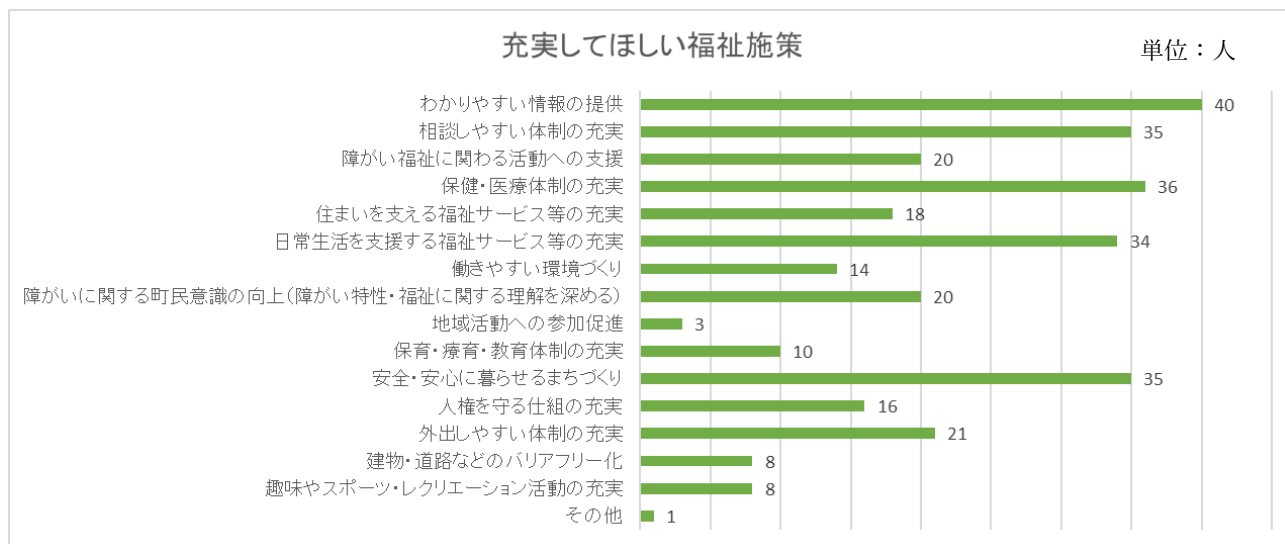
【16 現在の暮らしについて】

現在の暮らしに満足している人は35%で、3人に1人が満足と回答している。



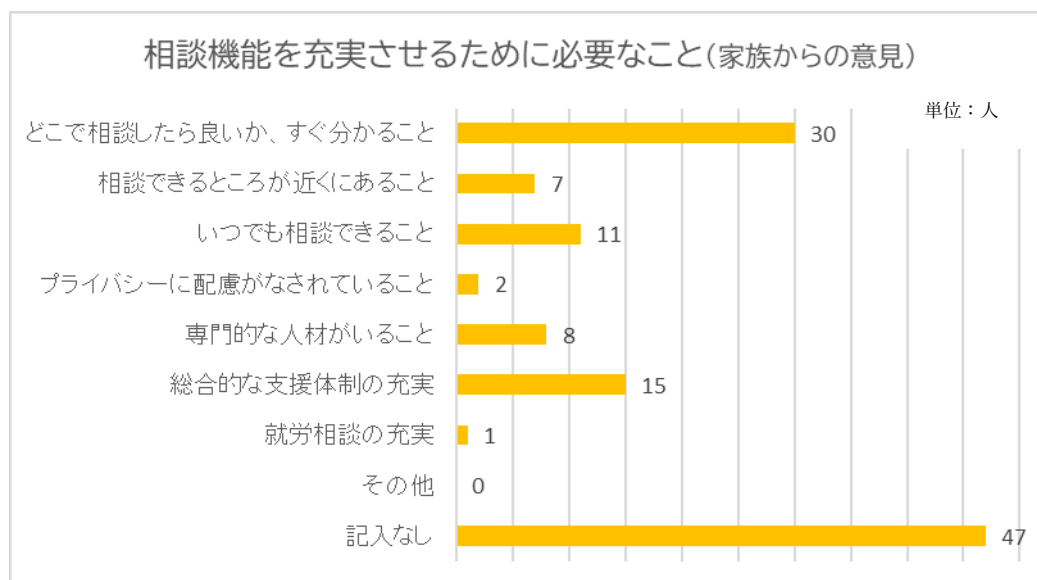
【17 町の福祉施策のあり方について】

充実してほしい福祉施策としては、「わかりやすい情報の提供」「住まいを支える福祉サービス等の充実」「相談しやすい体制」「安全・安心に暮らせるまちづくり」が求められている。



【18 相談機能を充実させるために必要なこと(家族からの意見)】

相談機能を充実させるために必要なことは、「どこで相談したら良いか、すぐ分かること」が一番多かった。



障がい児アンケートの結果

【日常生活の状況について】

現在支援を必要としている人は4割、必要としていない人が6割となっている。

支援を必要としていることは、

「入浴介助・食事介助・清潔保持」「外出するとき」となっており、支援している人は同居の家族である。

また、「将来的に支援が必要」と思う人が7割で、「人とのコミュニケーション」「困ったときに相談できる場所」が多くなっている。

【健康の維持や医療について】

「医療機関が近くにない」が最も多く、次に「医療機関の設備や対応が障がい者に配慮されていない」、「健康や医療について相談できる人や場所を知らない」で、そのほかに「専門医がいない」「障がいがあることで、他の病気の治療が受けにくい」との回答があった。

【外出・地域活動への参加について】

普段の外出は全員が「ほぼ毎日」、地域活動への参加では8割が「ときどき参加」で、参加したい活動では「地域の行事やお祭り」が最も多く、次いで「ボランティアなどの社会貢献」となっている。

また、参加しない理由として、「興味のある活動がない」、「地域の人の障がいに対する理解が乏しい」、「身近なところで参加できる行事や活動が少ない」などがあげられている。

バリアフリー化を進めてほしいものは、「各施設・市民の対応（心のバリアフリー）」が多くなっている。

【情報・相談について】

情報の入手先は、「家族・親戚・友人・知人」、「医療機関」、「福祉サービス事業所」、「町の広報誌・ホームページ」の順になっている。

家族・親族以外の相談先は、「保育士・学校の先生」が最も多く、「病院（医師・看護師等）」「福祉サービス事業所等の職員」の順になっている。

今後、相談機能を充実させるために必要なものは、「相談する場所が、すぐにわかること」と回答した人が最も多く、次いで「総合的な支援体制の充実」となった。

【障がい理解・権利擁護について】

障がいを理由に他の人と違う扱いや嫌な思いをしたことは、半数の人が「特になし」としているが、「ジロジロ見られたり、嫌な顔をされた」、「心ない言葉でからかわれたり、笑われたりした」、「話しかけても無視された」との回答があった。

また、ヘルプマークを利用している人はいなかった。

成年後見制度は半数の人が「分からない」で、3割が「今後利用したい」と回答している。

【就労・就学について】

入学にあたって困ったことは、「特にない」が4割で最も多く、次に「どこに相談すれば良いのかわからない」「学校についての情報が少なかった」となっている。また、「入学後の生活について、いつ相談をしたら良いかわからなかった」との回答があった。

入学する学校を決めるときに重視したことでは、「地域の学校で同年代の子どもと学べること」が最も多く、「通学しやすいこと」、「十分な施設・設備が整っていること」の順となっている。

学校生活では、「友達ができにくい」ことが困っていると回答した人が最も多く、次いで「周囲の理解が得にくい」、さらに「通学の支援が不十分」「授業が難しい」「設備が使いにくい」「家族の負担が多きい」となっている。

進路については、回答した人の9割が「進学」となっており、進学先は、普通学級、盲聾学校、養護学校、大学・短期大学・専門学校となっている。

【将来の暮らしについて】

将来 どのような暮らし方をしたいかでは、全員が「自宅で家族と暮らしたい」と回答している。

自立した生活を送るために必要な支援では「働く場」が最も多く、次に「地域住民の理解」、続いて「身近な相談相手」「世話をしてくれる家族や支援者」との回答であった。

【福祉サービスの利用意向】

訪問系サービスでは「重度訪問介護」、日中活動系サービスでは「自立訓練」「療養介護」、障がい児通所支援では「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」「保育所等訪問支援」、地域生活支援事業では「移動支援事業」の利用意向があった。

【安全・安心な暮らしについて】

避難行動要支援者支援制度を知っている人は2割で、8割の人が知らなかった。

災害が起きたときに不安なことは、「ひとりで避難することができない」が最も多く、次いで「避難所での生活が難しい」「自分で助けを呼ぶことができない」「災害の情報を得るのが難しい」と続いている。

災害のとき必要だと思う支援は「見守りや安否の確認」が最も多く、次いで「薬や医療的ケアの確保」、続いて「障がいに応じた災害情報の伝達」「自宅や避難所での介護や支援」「障がいに対応した避難所の確保」となっている。

【障がい児教育のあり方について】

これからの障がい児教育で大切だと思うことは、「障がいに対する教員の専門性を向上させること」と回答した人が最も多く、「幼児期から成人期までに一貫した教育の支援体制をつくること」、次に「障がいの有無にかかわらず、地域の同じ場で学ぶこと」と続いている。

【現在の暮らしについて】

現在の暮らしには、「すごく満足している」「やや満足している」を加えると7割が満足している。

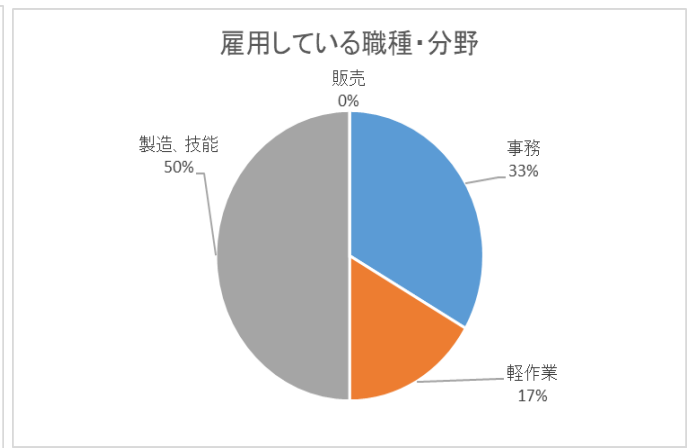
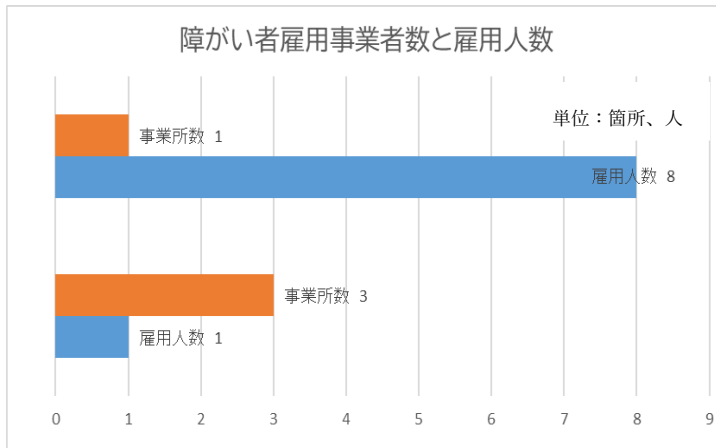
「やや不満である」「不満である」の回答はなかった。

【町の福祉施策のあり方について】

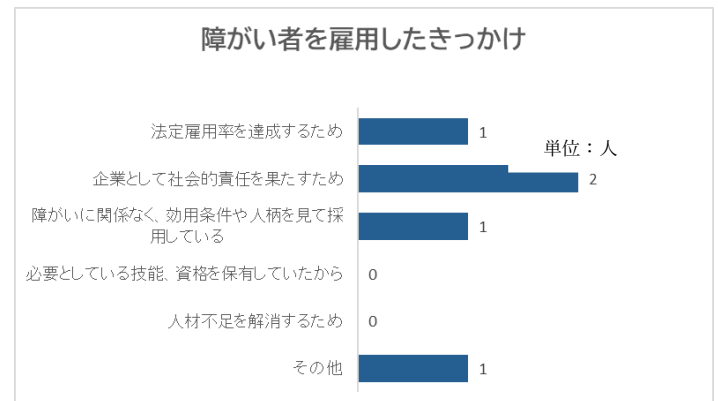
今後、町が力を入れていく必要があることは、「保育・療育・教育体制の充実」が最も多く、「入手しやすい情報の提供」、「相談しやすい体制の充実」「就労しやすい環境づくり」「保健・医療体制の充実」と続いている。

事業所アンケートの結果

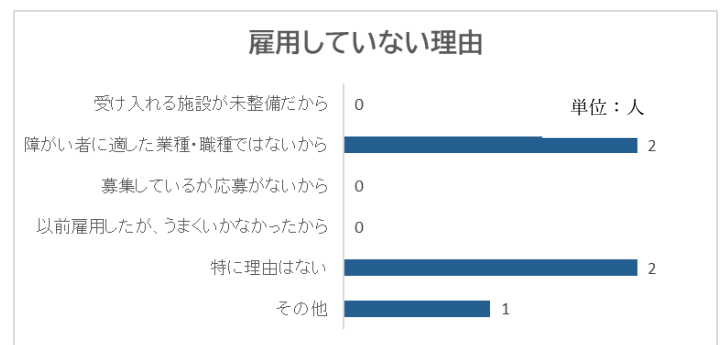
回答のあった10事業所のうち、障がい者を雇用している事業所は4事業所で、9名が雇用がされており、職種は「製造・技能」の分野が50%を占めている。



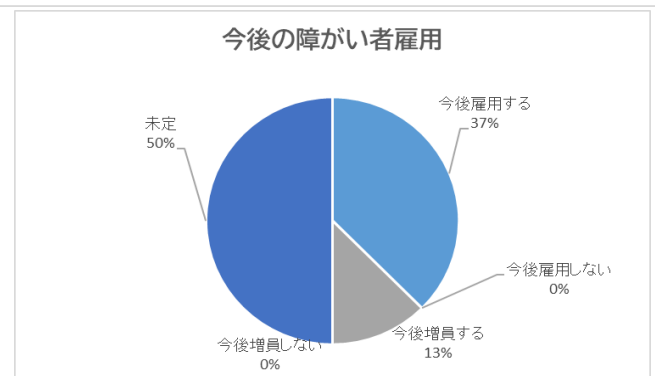
障がい者を雇用したきっかけは、「企業として社会的責任を果たすため」という会社が「法定雇用率を達成するため」を上回っている。



雇用していない理由は、「障がい者に適した業種・職種ではないから」「特に理由はない」が2社であった。



今後、障がい者を「雇用する」と答えた会社は3社、「増員する」が1社で、障がい者雇用に前向きな会社が多く見られる。



障がい者の活動に配慮していること

- ・ 障がい者の都合により作業内容を検討している。
- ・ 孤立しないよう、適宜、声がけする。
- ・ 複雑な業務は1人でさせない。
- ・ 事前の職場実習を通じて障がいの状態に見合った適正な配置と労働環境を整備する。

障がい者のために事業所内を改造する計画はあるか

- ・ 雇用した方の状態にあわせて検討していく。
- ・ 障がいの程度に応じて対応可能

障がい者の雇用する考え

- ・ 当社は製造業ですが、障がいの内容にて適正な職場があれば雇用を進めたい。
- ・ 障がい者と一括りにせずに、程度や内容がわかると採用に動く企業は増える可能性があると考え
- ・ 受け入れることが可能であれば積極的に受け入れるが、事業の規模に依存し、小さい規模では誰でもというのは難しいと考える。あくまで、能力をベースにした雇用になると思う。

障がい者関係団体聞き取り調査 結果概要

1 調査目的

小国町障がい者計画並びに小国町障がい福祉計画・小国町障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい者本人やその家族及び関係者から直接聞き取りを行うことにより、ニーズの把握、課題と支援策への具体的な提案をいただくことを目的に実施した。

2 対象団体

特定非営利活動法人まんまる
小国町身体障害者福祉会
小国町手をつなぐ育成会

3 調査期日

令和5年10月19日及び10月23日

4 結果

(1) 相談体制と情報提供について

- ・利用者からの相談がほとんどであり、一般の在宅の方からの相談はない。
- ・相談支援専門員の確保が難しい状況であり、今後、相談業務の継続について検討が必要である。
- ・どこに相談すればよいかわからない方が多いため、相談先を明確にしてほしい。
- ・個人情報との関係から、会では手帳を持っている人の把握ができないため、町からチラシで周知するなどの協力をお願いしたい。
- ・幼少期は相談先がわからなくて不安になる保護者がいると思う。自分の経験談などからアドバイスができると思うので「相談員」の存在を周知し、繋いでほしい。
- ・小中学校の特別支援学級に通級している児童の保護者への周知も効果的だと思う。

(2) 障がい理解と権利擁護について

- ・小学校との交流会を再開し、教育の中で障がいに対する理解を深めてほしい。
- ・町内で買い物をする場合、障がい者も利用することを事前に事業所側に伝え、配慮していただくような働きかけを検討していきたい。
- ・支援や配慮が必要な方が周囲の方へ知らせることで援助を受けやすくする「ヘルプマーク」について、まだまだ社会的な認知度が低い。
- ・成年後見制度については、後見が開始した後、制度の利用を途中でやめることができないことが利用につながらないのではないか。

(3) 災害発生時の対応について

- ・避難所では、環境が変わり落ち着かなくなるため、他の一般の避難者とは区画を別にし、カーテン等で見えないようにする等の配慮が必要である。
- ・避難所を利用する場合、障がいのある方が他の方と同じ空間で生活するのは厳しい。

(4) 雇用・就業について

- ・さをり織製品、くろもじ茶製造、民間事業所のトイレ清掃（月4回）を受託している。
また、農福連携で、畑作業や農作業の手伝い、苗箱洗い等の作業をしている。
- ・B型事業所から一般就労への移行はこれまでない。
- ・受け入れる側で、どれだけ障害者を理解してもらえるかだと思う。
- ・一般就労した場合、障がいについて企業側に伝えるかは本人の意思だが、周囲に知らせたいと思う方は少ない。
- ・その人の能力にあった業務や指示の仕方など何度も繰り返し伝えることが大事であるが、指導者一人ではストレスを抱えてしまう。また、周囲の理解がないと本人の孤立につながる。

(5) 外出や地域活動への参加について

- ・移動支援事業の利用者は、高齢者とグループホームの方で利用形態は、病院の通院、買い物ほとんどである。
- ・新型コロナウイルス感染症が第5類に引き下がり、令和5年度は、会としての活動が再開してきている。活動をとおして、会員相互の交流を深めるとともに情報発信していく
- ・今後、運転ができなくなった場合や町中心部から離れた方が移動するためのサービスを充実する必要がある。

(6) 福祉のまちづくりとバリアフリーについて

- ・町民総合体育館に車いすの設置をしてほしい。
- ・車いすはアスモには1台設置されているが、ドラックストアに設置されていないため、利用できず、カートを代用した利用者がいた。
- ・数年前に町内のバリアフリー調査を実施したが、コロナ禍でできなかった。今後、調査を実施したいと考えている。
- ・車いす使用者用駐車施設の整備に関する要望活動を毎年実施していく。
- ・駐車場の身障マークは、障がいのある人にとって、とても重要なスペースである。
- ・地域生活支援拠点は、移動方法や移動距離等の負担があり町内に整備してほしい
- ・特に夜間の対応を可能とする居場所の確保が必要である。
- ・在宅の障がい者は家族の支援で生活しているが、将来、支援者が亡くなった後の生活を不安に思う方は大勢いる。

(7) 保健、医療、福祉、介護サービスについて

- ・夜間診療がないため、夜間に体調が悪くなった場合に不安がある。
- ・受診を嫌がる方も多く、歯医者、病院に連れていくのも大変である。障がい者には、きめ細やかな配慮が必要である。
- ・専門的な診療体制（時間的に長く、落ち着くまで待つ等）が町内にもあればいい。

(8) その他（ニーズや要望について）

- ・グループホームは4施設あるが、老朽化による維持管理が大変である。
- ・グループホームを1カ所にまとめた場合、今より少ない職員で対応できる。
- ・町で建て替えを検討してほしい。
- ・側溝のグレーチングが壊れている箇所があるため、一人暮らしや障がいのある方にとっては不安である。見回りをするなど、冬季の降雪前に点検・修繕をしてほしい。
- ・まんまる利用者の土日（余暇）を支援するサービスなどが必要だと思う。
- ・町外の放課後デイサービスを利用している子どもがいるが、小学生が利用する中央児童室では、障がい児の受け入れに関するきめ細やかな職員配置や職員研修などを行い対応している。今ある資源（職員配置や研修等）で対応することも大切である。

参考資料

1 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の種類、内容、事業所数及び利用者数

(令和 5 年 9 月末日現在)

サービスの種類	サービスの内容	事業所数
		利用者数
訪問系サービス		
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等を行います。	0 事業所 0 人
重度訪問介護	重度の障がい者であって常時介護を要する方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動支援等を総合的に行います。	0 事業所 0 人
同行援護	視覚障がいにより移動に著しく困難を有する方が、外出時に必要な情報の提供や移動の援護等に必要な援助を行います。	0 事業所 0 人
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有する方が、行動する際に危険を回避するために必要な援護、外出時における移動支援等を行います。	0 事業所 0 人
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	0 事業所 0 人
通所系サービス		
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	9 事業所 13 人
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	0 事業所 0 人
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等の生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	1 事業所 1 人
就労選択支援 (R7 年 10 月施行)	就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の利用または一般就労をする前に、就労アセスメントを行うことで、本人の希望、就労能力や適性等に合った適切な選択ができるようサポートを行います。	0 事業所 0 人
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	1 事業所 1 人
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	0 事業所 0 人
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	9 事業所 30 人
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された方に、就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整等を行います。	0 事業所 0 人
居住系サービス		
自立生活援助	居宅で生活している方又は共同生活援助を受けている方が、自立した日常生活を営むうえでの問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により相談に応じる等の援助を行います。	0 事業所 0 人
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活に必要な援助を行います。	6 事業所 23 人
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	4 事業所 10 人
療養介護	病院において、常時介護を要する方に、機能訓練、療養上の管理、看護、介護、その他日常生活に必要な支援を行います。	1 事業所 2 人
短期入所	居宅において、介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	1 事業所 1 人

サービスの種類	サービスの内容	事業所数
		利用者数
相談支援		
計画相談支援	障がい福祉サービスの支給決定を受けた方が、サービスを適切に利用できるよう、本人又は保護者の依頼を受けて、サービス利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行います。	10 事業所
		57 人
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者等について、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。	0 事業所
		0 人
地域定着支援	居宅において、単身等で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	0 事業所
		0 人

2 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業等の種類、内容、事業所数及び利用者数

(令和5年9月末日現在)

サービスの種類	サービスの内容	事業所数
		利用者数
児童発達支援	障がいのある未就学児を通わせて、日常生活における、基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等に必要の援助を行います。	1 事業所
		2 人
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、障がいのある就学児を通わせて、生活力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の必要な支援を行います。	2 事業所
		2 人
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	1 事業所
		3 人
医療型児童発達支援	障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、自立自活するために必要な援助及び治療を行います。	0 事業所
		0 人
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障がい児などの外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	0 事業所
		0 人
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、環境、支援に関する意向を勘案し、支援利用計画を作成するとともに、通所支援事業者等との連携調整等を行います。	2 事業所
		4 人